

## 区役所における地域包括ケアシステムの推進体制について

地域内の多様な主体による役割分担である、「自助・互助・共助・公助」を柔軟に適時・適切に組み合わせ、市民をはじめとした多様な主体が自発的に行動できるような仕組みづくりや、市民に寄り添った身近な相談体制など、市民と行政との顔の見える関係を構築し、真に市民に求められる行政組織となることを目指し、区役所において、平成28年度から、総合調整機能・地域支援機能・専門的支援機能を担う推進体制を構築する。

### 【推進体制の概要】

#### ①総合調整機能担当部署の設置

区役所における地域包括ケアシステムの推進のため、総合調整機能担当部署を設置し、地域資源の把握や、意識づくり・地域づくり・仕組みづくりに向けたシステム推進のための企画・調整を実施するとともに、民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域福祉団体などとの連携の充実や、団体の支援、地域の団体の手続きを行う窓口業務等を担い、「子どもから高齢者までを対象とした地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組を推進する。

#### ②地域支援機能担当部署の設置

住民に寄り添った身近な相談体制として、地域支援機能担当部署を設置し、中学校区相当の規模の範囲を担当する地区担当を設け、住民のセルフケア意識の醸成と市民主体の支え合いの地域づくりを支援するとともに、ケアを必要とする方への専門的・効果的な支援へと繋げるための役割を担う。なお、具体的な地区担当のエリアは、地域の実情に応じて設定し、1地区あたり、複数名の体制を標準とする。

この部署においては、乳幼児から高齢者までの基礎ニーズである健康支援を主な入口として地域活動する保健師職と他の専門多職種が、有機的な連携を図りながら地域に積極的に出向き、地域情報の収集や分析を行い、保健・医療・福祉に関する地域課題を、多様な主体や庁内の関係部署と連携し、課題解決に向けた対応を図っていく。

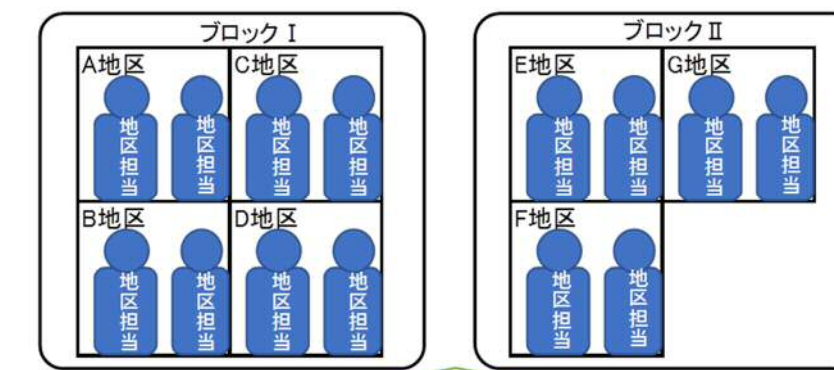
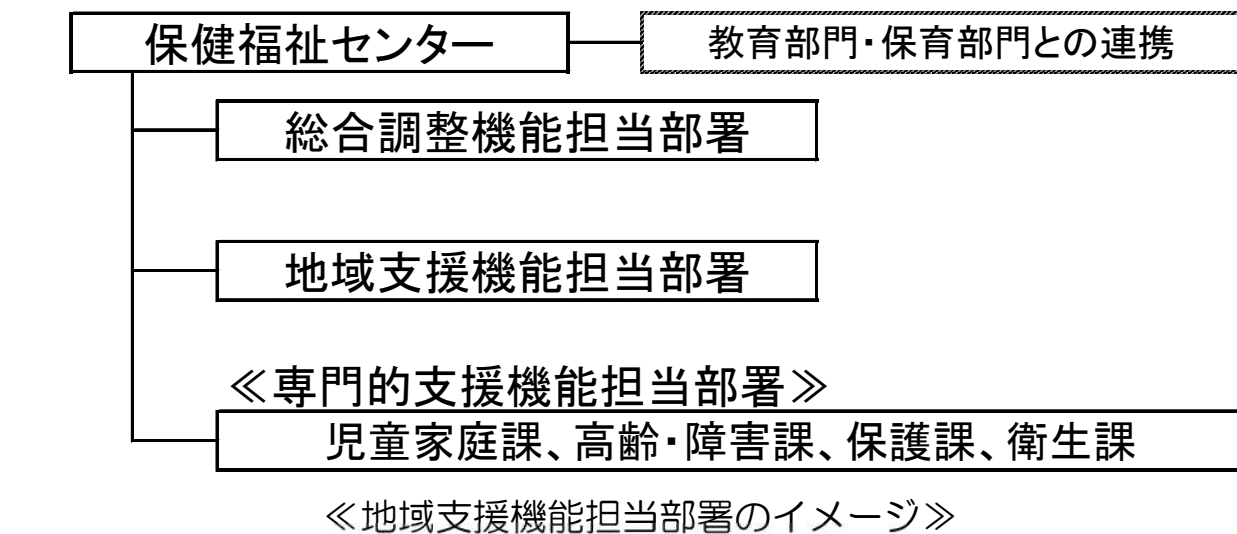
また、地域において支援を必要とする住民を把握した場合は、その状況に応じて、他の専門部署や、関係機関・団体等とも連携を図りながら、住民の生活課題の解決に向けた対応を図る。

#### ③子どもから高齢者までを対象とした地域包括ケアシステムの推進体制

子どもから高齢者まで「すべての地域住民」を対象とした地域包括ケアシステムの構築のためには、これまで本市が培ってきた高齢者や障害者を対象とした個別支援の強化や地域づくりとともに、こどもの総合的な支援のより一層の充実が求められている。

こうした中、学校や保育所は、施設運営における子どもや地域との関わりの中で、子どもや子育て家庭に関する問題やリスクについての区役所との情報共有や、必要な保健・福祉の支援への繋ぎ、さらには子どもの頃からのセルフケア意識の醸成など、本市が進める地域包括ケアシステムの構築に不可欠であることから、より一層の連携体制を強化するとともに、事業連携やネットワークづくり、地域づくりなど、既存組織において進められてきた取組を整理し、子どもから高齢者までを対象とした地域包括ケアシステムの推進体制を構築する。

### ●推進体制イメージ図



それぞれの専門的知見を活かした地区担当の支援を実施

専門多職種が連携をして、地区担当を支援するためのサポート体制

#### 【地区担当のエリア】

- ・中学校区相当の規模
  - ・1地区あたり複数名体制
  - ・地域の実情で具体的なエリアを設定
- ※中学校区 51  
小学校区 113  
地区民協 56  
地区社協 40  
地域包括支援センター 49

## 区役所における推進体制の構築に向けた課題と今後の取組について

### 【円滑な移行に向けた課題】

- 既存業務の整理と新たな体制における運用の検討
- 職員意識の醸成・共有化、人材育成
- 対外的な説明・広報



### 【今後の取組】

- マニュアルの整備
- 関係職員への周知・業務研修
- 地域包括ケアシステムの推進に向けた行政職の人材育成方策
- 地域、関係機関・団体等への説明、広報

### 【区役所推進体制の構築に向けたスケジュール】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成28年4月以降	
検討体制	関係課長級会議等を活用したあり方の検討・スタート準備							
マニュアル	新体制に向けたマニュアルの検討・策定							
職員研修	職員周知・研修							
対外説明・広報					各団体等への事前説明		市民への広報、各団体等説明	
予算調整	平成28年度予算案 平成28年度の主な組織体制							

# 保健所における健康危機管理体制の強化について

## 【1】国における検討経過

### 《背景》

#### ○地域保健を取り巻く環境に大きな変化

- ・人口構造の急激な変化（少子高齢化の進展に伴う要支援者の増加、人的資源の不足等）
- ・住民生活スタイルの多様化（単身世帯の増加、地域での孤立化、家族機能の低下、都市化の進展等）
- ・非感染性疾患の拡大（糖尿病、がん、慢性肺疾患、心脳血管疾患等）
- ・健康危機管理事案の変容（新型インフルエンザ、東日本大震災、広域散発食中毒事件の発生等）
- ・地域保健に関連する制度等の見直し（食育基本法、がん対策基本法、高齢者医療確保法）等

#### ※近年発生した主な健康危機管理事案

- ・平成21年 新型インフルエンザのパンデミック
- ・平成23年 焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒
- ・平成24年 白菜浅漬による腸管出血性大腸菌食中毒
- ・平成26年～西アフリカにおけるエボラ出血熱
- ・平成26年 花火大会で起きた腸管出血性大腸菌食中毒
- ・平成26年 デング熱の国内感染事例
- ・平成27年 韓国におけるMERSのアウトブレイク

- 平成22年7月 「地域保健対策検討会」の立ち上げ
- 平成24年3月 「地域保健対策検討会報告書」

#### 地域保健担当部門が取り組むべき5つの施策

- ①住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築
- ②医療や介護福祉等の関連施策連携を推進するための体制の強化
- ③健康危機管理体制の強化
- ④地域保健対策におけるPDCAサイクルの確立
- ⑤これからの地域保健基盤のあり方

- 平成24年7月 「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正（平成27年3月最終改正）

## 【2】本市における検討経過

- 平成24年度～ 地域保健対策のあり方の検討
- 平成26年度～
  - ・地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉施策の推進体制のあり方検討
  - ・地域包括ケアにおける機能の整理
- 平成27年度～ 地域保健対策業務執行体制の再構築に向けた庁内検討

## 【3】今後の方向性

### 《検討の視点》

- ①健康危機管理対策における専門性や機動性の強化
- ②市民サービスの向上を図ると共に、行政が直接実施する必要性が低くなった事務事業や効率化が見込まれる業務の見直し
- ③多職種連携や地域の実情に応じた取組等、地域包括ケアシステムの構築に資する取組みの推進

### 《今後の主な地域保健対策のあり方》

#### ①健康危機管理体制の強化

広域的な健康危機事案に対し、情報を一元的に収集、分析し、的確な判断を行い、迅速に対応できる体制を確保する。  
また、危機管理事象への対応などに高度な専門性が要求されるようになってきていることへの対応と有事における即応体制を確保する。  
さらに、現在きめ細かく相談に応じ、対応していることにも十分留意する。

#### ②総合的なケアマネジメント体制の確立

保健医療福祉サービスの高度・専門化、市民支援ニーズの複雑・多様化に対して、きめ細かく的確に対応する。

#### ③相談支援体制の整備

福祉施策における対応と保健医療ニーズへの対応を一体的・包括的に実施する。

市民サービスをより向上させること、スムーズな移行を前提

### 新たな保健所体制の構築

市民の健康で安全な暮らしを守るために、平成28年4月に、次のとおり保健所組織を再編し、保健所機能を強化する。

#### ①指揮命令系統の一元化

区域を越える新型インフルエンザや大規模食中毒等の健康危機事案の発生時に、迅速かつ的確な全市的な対応が可能となるよう、健康福祉局に保健所を設置し、1保健所・7支所体制に移行することにより、指揮命令系統の一元化を図る。

#### ②地域に密着した保健サービスの提供

平時における保健所の業務については、各区にこれまでと同様の保健所機能を備えた支所を設置し、引続き地域に密着したきめ細かな対応を図る。

#### ③専門的・技術的拠点

近年の科学技術の進展に伴い、保健所業務には高度な専門性が要求されていることや、健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができるよう、平時からの人材育成と企画・調整・指導・支援機能を確保し、専門的、技術的拠点として強化を図る。

## 組織の再編イメージ図

### 《現行の体制》



### 《今後の体制》



○保健所機能の強化  
・危機管理体制の強化  
・専門的・技術的拠点

○市民サービスの向上

○地域包括ケア体制の整備

## 再編による効果

執行体制を再編することにより、以下のとおり保健所機能の強化、市民サービスの向上、地域包括ケアシステムの推進等の効果が生じる。

### ■市民の健康で安全な暮らしを守るための保健所機能の強化

#### 【感染症対策】

- 指揮命令系統の一元化による、輸入感染症等への迅速かつ的確な対応
- 新興・再興感染症等、感染症に関する健康危機事象に備え、多様な感染症対策の経験の蓄積や派遣研修等により、専門性の高い人材の育成に取組み、発生時における質の高い対応を確保

#### 【食品の安全対策】

- 指揮命令系統の一元化による大規模中毒等への迅速かつ的確な対応
- 近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害防止のため、専門性の高い人材の育成等に取組み、発生時における質の高い対応を確保

#### 【予防接種業務】

- 予防接種の副反応や健康被害に関する相談などに適切に対応できる、専門性の高い職員の育成

#### 【医務・薬務業務】

- 専門職による医務・薬務業務の知識や経験を集積し、監視指導も含めた業務についての柔軟な対応

### ■市民サービスの向上

- 一部の申請や届出等の窓口サービスの住所地、所在地以外の保健所支所での対応（犬の登録や、調理師・製菓衛生師、クリーニング師等の免許の各種申請等）
- 区において地域保健福祉課が所管している結核・性感染症対策と、衛生課で所管しているその他の感染症対応の業務を一元化し、多職種が緊密に連携し包括的に感染症対策を実施するなどより専門的、効果的な対応
- 区役所の予防接種業務を本庁保健所に集約し、入力業務の委託やコールセンターの設置
- 薬剤師等の専門的な知識を持った職員による、医務・薬務業務の実施

### ■地域包括ケア体制の整備

- 地域づくりや健康づくり、母子保健など市民の日常生活に密着した対人サービスについては、地域包括ケアシステム構築の取組みと合わせて、地域のニーズや実情に応じた取組みを推進
- 保健医療福祉サービスの高度・専門化、市民支援ニーズの複雑・多様化に対して、他職種連携による総合的なマネジメント体制を確立し、きめ細かく的確に対応
- 福祉施策における対応と保健医療ニーズへの対応を一体的・包括的に実施する相談支援体制の整備

## 新たな保健所体制のイメージ・役割分担

保健所本所と支所は、それぞれの役割分担と相互連携を図りながら、地域保健行政を総合的に推進する。

### 保健所機能

#### ■保健所の業務（関連法令等）

- 【基本指針・設置根拠】
- 地域保健法
- 【対人保健】
- 健康増進法
- 感染症法
- 予防接種法
- 母子保健法
- 児童福祉法
- 障害者総合支援法 他
- 【対物保健】
- 食品衛生法
- 食品表示法
- 墓地埋葬法
- 旅館業法
- 興業場法
- 公衆浴場法
- 温泉法
- 理・美容師法
- 動物愛護法
- 狂犬病予防法
- ビル管法
- 水道法 他
- 【関連分野】
- 医療法
- 薬事法
- 医療従事者の身分法 他

本庁

#### 健康福祉局

川崎市保健所（保健所本所）  
（全市域をカバー）

#### ■保健所本所の役割

##### —専門的・技術的拠点—

- 広域的、大規模な健康危機事象への対応
- 総合調整、企画調整、人材育成
- 支所への技術的支援・指導

#### 平時

- 保健と福祉の一体的な市民サービスはこれまで同様提供
- 窓口サービスの拡充

#### 健康危機事象発生時

- 指揮命令系統の一元化によって迅速で的確な対応
- 全市的・統一的な対応

#### 保健所支所（担当区域をカバー）

区保健福祉センター

- 麻生支所
- 多摩支所
- 宮前支所
- 高津支所
- 中原支所
- 幸支所
- 川崎支所

#### ■保健所支所の役割

##### —地域に密着したきめ細かな対応—

- 健康危機事象への初動対応
- 各種申請手続、相談等の窓口対応
- 地域の関係機関等との連携

### 【今後のスケジュール】

- 平成27年11月 健康福祉委員会に報告
- 平成27年12月 保健所条例、関連条例改正議案提出
- 平成28年1月 マニュアルの作成、関連規則、要綱等整備、
- ～3月 市民への周知等
- 平成28年4月 新体制への移行